

監査委員公表 第4号

定期監査結果に基づく改善措置状況について、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年9月25日

鹿屋市監査委員	大 菌 純 広
同	櫛 下 俊 朗
同	西 菌 美 恵 子

鹿 総 第 5 0 2 号
令和5年9月13日

鹿屋市監査委員	大 菌 純 広
同	櫛 下 俊 朗
同	西 菌 美 恵 子 様

鹿屋市長 中 西 茂

監査結果に基づく改善措置について

下記の定期監査の結果に関する報告に基づき、別紙のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

- 1 令和5年1月31日付け鹿屋監第109号で提出された定期監査の結果のうち、輝北総合支所の定期監査の結果に関する報告
- 2 令和5年4月25日付け鹿屋監第5号で提出された市長公室、総務部、市民生活部及び保健福祉部の定期監査の結果に関する報告
- 3 令和5年7月27日付け鹿屋監第43号で提出された農林商工部及び建設部の定期監査の結果に関する報告

令和5年1月31日付け鹿屋監第109号で提出された定期監査の結果に関する報告

監 査 結 果	改 善 措 置
<p>(1) 旅費について</p> <p>鹿屋市職員等の旅費に関する条例第7条の規定により、旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算するとされているが、総行程の起点誤りにより旅費（車賃）を過支給している状況などが見受けられた。</p> <p>教育委員会事務局 教育総務課 生涯学習課</p>	<p>(1)</p> <p>(教育委員会事務局 教育総務課) (教育委員会事務局 生涯学習課)</p>
<p>(2) 補助金について</p> <p>鹿屋市補助金等交付規則第16条第2項の規定により、補助金等の概算払を受けようとするときは、補助金等概算払申請書に請求書を添えて提出しなければならないとされているが、概算払申請書に合致しない請求日の請求書で、概算払している状況が見受けられた。</p> <p>教育委員会事務局 生涯学習課</p>	<p>(2)</p> <p>(教育委員会事務局 生涯学習課)</p>
<p>(3) 重要物品記録調書について</p> <p>鹿屋市会計事務の手引書により、重要物品記録調書は、年度内に用した修繕料等の合計を記入し、0の場合も年度毎に記入することとされているが、令和3年度分が記入されていない状況が見受けられた。</p> <p>教育委員会事務局 教育総務課（学校） <u>輝北総合支所 産業建設課</u></p>	<p>(3)</p> <p>(教育委員会事務局 教育総務課) (輝北総合支所 産業建設課)</p> <p>鹿屋市会計規則第130条第1項の規定に基づき、重要物品記録調書に令和3年度以降の分を記入し適正に処理した。</p> <p>今後は、鹿屋市会計規則の規定に基づき、適正な管理に努めたい。</p>
<p>(4) 学校の薬品管理について</p> <p>薬品等の保管管理の徹底についての教育委員会通知により、小中学校の薬品等の保管管理は、購入・使用等の都度、受払・点検記録簿に使用量等を記録することとされているが、一部の学校において、薬品使用簿と薬品の残量が一致していない状況が見受けられた。</p> <p>教育委員会事務局 教育総務課 学校教育課</p>	<p>(4)</p> <p>(教育委員会事務局 教育総務課) (教育委員会事務局 学校教育課)</p>

監 査 結 果	改 善 措 置
<p>(5) 休憩時間について</p> <p>鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第6条第1項の規定により、任命権者は、休憩時間を勤務時間の途中に置かなければならないとされているが、時間外勤務命令において、勤務時間の終わりに休憩時間を置いている状況が見受けられた。</p> <p>教育委員会事務局 学校教育課 議会事務局 選挙管理委員会事務局</p>	<p>(5)</p> <p>(教育委員会事務局 学校教育課) (議会事務局) (選挙管理委員会事務局)</p>

令和5年4月25日付け鹿屋監第5号で提出された定期監査の結果に関する報告

監 査 結 果	改 善 措 置
<p>(1) 収入について</p> <p>調定の時期について</p> <p>鹿屋市会計規則第19条の規定により、収入金を徴収しようとするときは、当該収入金に係る関係書類に基づいて調査し、その内容が適正であると認めるときは、直ちに調定書により徴収の決定をしなければならないとされているが、交付決定通知書の收受日で処理されていない状況が見受けられた。</p> <p>総務部 財政課 市民生活部 市民課</p>	<p>(1)</p> <p>(総務部 財政課)</p> <p>指摘のあった件については、交付決定通知書の收受日を、当該通知書が本市に到達した日の日付(令和4年12月28日)に修正処理を行った。</p> <p>今後は、鹿屋市会計規則第19条の規定に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p> <p>(市民生活部 市民課)</p> <p>指摘のあったことについては、調定処理において、交付決定通知書の收受日ではなく収入日で処理を行っていた。</p> <p>今後は、鹿屋市会計規則第19条の規定に基づき、適正な処理に努めたい。</p>
<p>(2) 支出について</p> <p>支出負担行為について</p> <p>ア 鹿屋市会計規則第46条の規定により、支出負担行為をするときには、支出負担行為整理基準表に基づき行わなければならないとされているが、支出負担行為整理基準表で規定する支出負担行為として整理する時期で処理されていない状況等が見受けられた。</p> <p>市長公室 政策推進課 総務部 税務課</p>	<p>(2)</p> <p>ア</p> <p>(市長公室 政策推進課)</p> <p>指摘のあったことについては、次年度以降の処理において鹿屋市会計規則第46条の規定に基づき適切な事務処理に努めたい。</p> <p>(総務部 税務課)</p> <p>指摘のあったことについては、次年度以降の処理において鹿屋市会計規則第46条の規定に基づき適切な事務処理に努めたい。</p>

監 査 結 果	改 善 措 置
<p>イ 鹿屋市会計規則第47条の規定により、会計管理者事前合議表に定める経費については、同表に定める区分に従い、会計管理者に事前に合議しなければならないとされているが、事前合議がされていない状況が見受けられた。</p> <p>市民生活部 安全安心課</p> <p>(3) 契約について 契約書の作成について 鹿屋市契約規則第30条により、作成すべき契約書には、必要に応じて定められた事項を添付しなければならないとされているが、特定個人情報取扱特記事項を契約書に添付していない状況が見受けられた。</p> <p>総務部 デジタル推進課</p> <p>(4) 休憩時間について 鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第6条第1項の規定により、任命権者は、休憩時間を勤務時間の途中に置かなければならないとされているが、時間外勤務命令において、勤務時間の終わりに休憩時間を置いている状況が見受けられた。</p> <p>総務部 総務課 税務課 市民生活部 市民課 保健福祉部 子育て支援課 健康保険課 健康増進課 出納室</p>	<p>イ (市民生活部 安心安全課) 指摘のあったことについては、鹿屋市会計規則第47条の規定に基づき、令和5年度は適正に処理を行った。 今後も、鹿屋市会計規則第47条の規定に基づき、適正な処理に努めたい。</p> <p>(3) (総務部 デジタル推進課) コンビニ交付クラウドサービス使用契約において、令和5年度契約書には、特定個人情報取扱特記事項を添付した。 今後は、鹿屋市契約規則第30条の規定に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p> <p>(4) (総務部 総務課) 指摘のあったことについては、適正な休憩時間の取得について改めて職員に周知した。 今後は、鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第6条第1項及び庶務事務の手引(時間外勤務について)に留意し、適正な処理に努めたい。 (総務部 税務課) 指摘のあったことについては、適正な休憩時間の取得について改めて職員に周知した。 今後は、鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第6条第1項及び庶務事務の手引(時間外勤務について)に留意し、適正な処理に努めたい。 (市民生活部 市民課) 指摘のあったことについては、適正な休憩時間の取得について改めて職員に周知した。 今後は、鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第6条第1項及び庶務事務の手引(時間外勤務について)に留意し、適正な処理に努めたい。 (保健福祉部 子育て支援課) 指摘のあったことについては、適正な休憩時間の取得について改めて職員に周知した。 今後は、鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第6条第1項及び庶務事務の手引(時間外勤務について)に留意し、適正な処理に努めたい。</p>

監 査 結 果	改 善 措 置
<p>(5) 時間外勤務命令について</p> <p>鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条第2項の規定により、任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務を命ずることができることとされているが、時間外勤務命令が行われないうまま、勤務時間外に市内出張をしている状況が見受けられた。</p> <p>市民生活部 生活環境課 保健福祉部 子育て支援課</p>	<p>(保健福祉部 健康保険課)</p> <p>指摘のあったことについては、適正な休憩時間の取得について改めて職員に周知した。</p> <p>今後は、鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第6条第1項及び庶務事務の手引(時間外勤務について)に留意し、適正な処理に努めたい。</p> <p>(保健福祉部 健康増進課)</p> <p>指摘のあったことについては、適正な休憩時間の取得について改めて職員に周知した。</p> <p>今後は、鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第6条第1項及び庶務事務の手引(時間外勤務について)に留意し、適正な処理に努めたい。</p> <p>(出納室)</p> <p>指摘のあったことについては、適正な休憩時間の取得について改めて職員に周知した。</p> <p>今後は、鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第6条第1項及び庶務事務の手引(時間外勤務について)に留意し、適正な処理に努めたい。</p> <p>(5)</p> <p>(市民生活部 生活環境課)</p> <p>指摘のあったことについては、次のとおり、時間外勤務手当追給手続を完了した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5月分手続完了 令和5年2月13日 ・ 9月分手続完了 令和5年2月13日 ・ 10月分手続完了 令和5年2月13日 <p>今後は、鹿屋市職員の給与に関する条例第18条の規定に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p> <p>(保健福祉部 子育て支援課)</p> <p>時間外勤務手当の不足分(6月分)については、次のとおり追及処理を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 追及 令和5年1月30日 <p>今後は、鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条第2項の規定により適正な事務処理に努めたい。</p>

令和5年7月27日付け鹿屋監第43号で提出された定期監査の結果に関する報告

監 査 結 果	改 善 措 置
<p>(1) 収入について</p> <p>ア 調定の時期について</p> <p>鹿屋市会計規則第19条の規定により、収入金を徴収しようとするときは、当該収入金に係る関係書類に基づいて調査し、その内容が適正であると認めたときは、直ちに調定書により徴収の決定をしなければならないとされているが、交付決定通知書の收受日で処理されていない状況が見受けられた。</p> <p>農林商工部 林務水産課 農地整備課 建設部 都市政策課 道路建設課</p> <p>イ 消耗品購入における支払遅延について</p> <p>政府契約の支払遅延防止等に関する法律によると、物品購入の支払時期は、支払請求を受けた日から30日以内の日としなければならないが、海外悪性伝染病対策における各種消耗品の購入において、債権者への支払が遅延している状況が見受けられた。</p> <p>農林商工部 畜産課</p>	<p>(1)</p> <p>ア</p> <p>(農林商工部 林務水産課)</p> <p>指摘のあったことについては、今後は、鹿屋市会計事務の手引書の収入事務処理手続表に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p> <p>(農林商工部 農地整備課)</p> <p>指摘のあったことについては、今後は鹿屋市会計規則第19条の規定に基づき、適切な処理に努めたい。</p> <p>(建設部 都市政策課)</p> <p>指摘のあったことについては、今後は鹿屋市会計規則第19条の規定に基づき、適切な処理に努めたい。</p> <p>(建設部 道路建設課)</p> <p>指摘のあったことについては、今後は鹿屋市会計規則第19条の規定に基づき、適切な処理に努めたい。</p> <p>イ</p> <p>(農林商工部 畜産課)</p> <p>指摘のあったことについては、今後は鹿屋市契約規則第44条第2項及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条及び第13条の規定に基づき、適正な処理に努めたい。</p>

鹿屋市監査委員 大 藺 純 広
同 櫛 下 俊 朗
同 西 藺 美 恵 子 様

鹿屋市選挙管理委員会
委員長 森田章作

監査結果に基づく改善措置について

下記の定期監査の結果に関する報告に基づき、別紙のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

記

1 令和 5 年 1 月 31 日付け鹿屋監第 109 号で提出された選挙管理委員会事務局の定期監査の結果に関する報告

令和 5 年 1 月 31 日付け鹿屋監第 109 号で提出された定期監査の結果に関する報告

監 査 結 果	改 善 措 置
休憩時間について 鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 6 条第 1 項の規定により、任命権者は、休憩時間を勤務時間の途中に置かなければならないとされているが、時間外勤務命令において、勤務時間の終わりに休憩時間を置いている状況が見受けられた。	指摘のあったことについては、適正な休憩時間の取得について改めて職員に周知した。 今後は、鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 6 条第 1 項及び庶務事務の手引(時間外勤務について)に留意し、適正な処理に努めたい。

鹿屋市監査委員 大藺 純広
同 檜下 俊朗
同 西藺 美恵子 様

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

監査結果に基づく改善措置について

下記の定期監査の結果に関する報告に基づき、別紙のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

記

- 1 令和 5 年 1 月 31 日付け鹿屋監第 109 号で提出された教育委員会の定期監査の結果に関する報告

令和 5 年 1 月 31 日付け鹿屋監第 109 号で提出された定期監査の結果に関する報告

監 査 結 果	改 善 措 置
(1) 旅費について 鹿屋市職員等の旅費に関する条例第 7 条の規定により、旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算するとされているが、総行程の起点誤りにより旅費(車賃)を過支給している状況などが見受けられた。 教育委員会事務局 教育総務課 生涯学習課	(1) (教育委員会事務局 教育総務課) 指摘のあったことについて、鹿屋市職員等の旅費に関する条例第 6 条第 2 項の規定に基づき、適正な事務処理に努めたい。 (教育委員会事務局 生涯学習課) 指摘のあったことについて、鹿屋市職員等の旅費に関する条例第 7 条の規定に基づき、適正な事務処理に努めたい。

監 査 結 果	改 善 措 置
<p>(2) 補助金について</p> <p>鹿屋市補助金等交付規則第16条第2項の規定により、補助金等の概算払を受けようとするときは、補助金等概算払申請書に請求書を添えて提出しなければならないとされているが、概算払申請書に合致しない請求日の請求書で、概算払している状況が見受けられた。</p> <p>教育委員会事務局 生涯学習課</p>	<p>(2)</p> <p>(教育委員会事務局 生涯学習課)</p> <p>指摘のあったことについて、今後は鹿屋市補助金等交付規則第16条第2項の規定に基づき、適正な事務処理に努めたい。</p>
<p>(3) 重要物品記録調書について</p> <p>鹿屋市会計事務の手引書により、重要物品記録調書は、年度内に用した修繕料等の合計を記入し、0の場合も年度毎に記入することとされているが、令和3年度分が記入されていない状況が見受けられた。</p> <p>教育委員会事務局 教育総務課（学校）</p>	<p>(3)</p> <p>(教育委員会事務局 教育総務課)</p> <p>重要物品記録調書を整備していなかった学校には、速やかに重要物品記録調書の作成を指示し、令和5年1月24日に備え付けを確認した。今後も、適切な事務処理に努めたい。</p>
<p>(4) 学校の薬品管理について</p> <p>薬品等の保管管理の徹底についての教育委員会通知により、小中学校の薬品等の保管管理は、購入・使用等の都度、受払・点検記録簿に使用量等を記録することとされているが、一部の学校において、薬品使用簿と薬品の残量が一致していない状況が見受けられた。</p> <p>教育委員会事務局 教育総務課 学校教育課</p>	<p>(4)</p> <p>(教育委員会事務局 教育総務課)</p> <p>薬品等使用簿の残量を確認し修正を行った。今後も引き続き適正に管理するよう、校長会等を通じて指導していく。</p> <p>(教育委員会事務局 学校教育課)</p> <p>薬品等使用簿の残量を確認し修正を行った。今後も引き続き適正に管理するよう、校長会等を通じて指導していく。</p>
<p>(5) 休憩時間について</p> <p>鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第6条第1項の規定により、任命権者は、休憩時間を勤務時間の途中に置かなければならないとされているが、時間外勤務命令において、勤務時間の終わりに休憩時間を置いている状況が見受けられた。</p> <p>教育委員会事務局 学校教育課</p>	<p>(5)</p> <p>(教育委員会事務局 学校教育課)</p> <p>指摘のあったことについては、適正な休憩時間の取得について改めて職員に周知した。</p> <p>今後は、鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第6条第1項及び庶務事務の手引(時間外勤務について)に留意し、適正な処理に努めたい。</p>

鹿屋市監査委員 大菌 純広
同 櫛下 俊朗
同 西菌 美恵子 様

鹿屋市議会
議長 花牟礼 薫

監査結果に基づく改善措置について

下記の定期監査の結果に関する報告に基づき、別紙のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、通知します。

記

- 1 令和 5 年 1 月 31 日付け鹿屋監第 109 号で提出された議会事務局の定期監査の結果に関する報告

令和 5 年 1 月 31 日付け鹿屋監第 109 号で提出された定期監査の結果に関する報告

監 査 結 果	改 善 措 置
休憩時間について 鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 6 条第 1 項の規定により、任命権者は、休憩時間を勤務時間の途中に置かなければならないとされているが、時間外勤務命令において、勤務時間の終わりに休憩時間を置いている状況が見受けられた。	指摘のあったことについては、適正な休憩時間の取得について改めて職員に周知するとともに、鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 6 条第 1 項及び庶務事務の手引(時間外勤務について)に留意し、適正な処理に努めたい。